



お薦め情報やこにゅうどうくんのイラスト、写真(テーマは自由)をお寄せください。
【応募方法】 ①名前(ペンネーム可) ②連絡先 ③お薦め情報(200字程度) またはコメント(50字以内) ④写真・画像データ(2MBまで)を、Eメールで、投稿ひろば専用アドレス(✉hiroba@city.yokkaichi.mie.jp)へ。



こにゅうどうくんと四日市が大好きになったらいいなあ。(こっていーさん)



パイナップルのカットした葉付きの頭を植えて、育てています。3代目も完熟しておいしく食べました。(くうちゃんさん)



「もみじ谷」から山の紅葉と。谷は緑が多くてまだまだこれからのもようでした。※11月中旬撮影(みさりんさん)



保育園で描きました。ちょっと漢字を間違っちゃったけど「鬼滅の刃」に夢中です。(いっちゃんばあばさん)



伊坂ダムの帰り道の写真です。明日はきっと晴れるかな。(ハルさん)

※添削・修正・加工する場合があります

広報マーケティング課 (☎354-8244 FAX354-8315 ㊟1580454974466)

パブリックコメント 第2次市民協働促進計画(素案)についての意見募集

問市民協働安全課 (☎354-8179 FAX354-8316 ✉shiminkyoudouanzen@city.yokkaichi.mie.jp ㊟1606974243481)

本市では、総合的かつ計画的な市民協働の促進を図るため、四日市市民協働促進条例に基づき「市民協働促進計画」を策定しています。令和2年度をもって現計画期間が終了となることから、令和3年度から始まる第2次市民協働促進計画(次期計画)の策定に取り組んでおり、計画素案に対する市民の皆さんのご意見を募集します。



市ホームページ

■計画素案などの入手場所

市ホームページ、市民協働安全課(市役所5階)、市政情報センター(市役所北館1階)、市民窓口サービスセンター(近鉄四日市駅高架下)、各地

区市民センター

■資料配布・募集期間

1月12日(火)～2月10日(水)

■意見を提出できる人

市内に在住、または通勤・通学する人
■意見の提出方法 住所、名前を記入の上、郵送(消印有効)かファクス、Eメールで、または直接、〒510-8601 市民協働安全課へ(電話での受け付けはできません)

◇「市民協働」とは

本市では、市民協働を「市民等、市民活動団体、議会、事業者及び市等が連携し、それぞれが持つ特性を生かしてまちづくりに取り組むこと」と定義しています。



市民協働の担い手と領域のイメージ

◇次期計画が目指す姿

次期計画では、現行計画における課題を整理するとともに、総合計画における方向性や人口構造の変化を踏まえ、市民協働の意義・必要性を示します。その上で、withコロナ時代の協働のあり方など、新たな視点を含む四つの基本方針を掲げ、具体的な取り組みを展開していきます。

有料広告掲載欄

「こんなとき、どうすれば…?」お早めにお電話でご予約ください! ☎059-350-2080

近鉄四日市駅から徒歩1分! 南改札口(東口)すぐ!

交通事故

「事故にあい、治療中ですがこれからどうすれば…?」「後遺症の認定が非該当でした」

離婚

「親権や慰謝料・養育費のことで話がまとまりません」

相続・遺言

「遺産のことで兄弟でもめています…」「遺留分とは何ですか?」

企業法務など

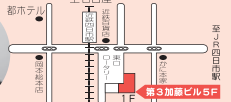
企業様には今後の安心のため顧問契約(月額1万円～)を!

不動産・建築

契約書のことや建物の欠陥のことなど

尾市法律事務所

弁護士 尾市 淳二 (三重弁護士会所属)
 (財)日弁連交通事故相談センター三重県支部相談員・鈴鹿市役所市民法律相談担当弁護士
 詳しくは「尾市法律」検索



本欄は広告であり、広告の内容に関する一切の責任は広告主に帰属します。